

新潟県保険医会 FAXニュース 第93号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-176

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

※注意※ 電話や情報通信機器を用いた診療に係る特例が7月末で終了

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から設けられていた電話等診療の特例が2023年7月31日で終了します。

(1) 7月末で終了する電話や情報通信機器を用いた診療の取扱い

① 電話等初診料 214点 → 7月末終了

・初診からの電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方を行う場合に算定。

② 電話等再診料 73点 → 7月末終了

・慢性疾患等を有する定期受診患者等に対し、電話等再診により診断や処方を行う場合に算定。

③ 慢性疾患/精神疾患を有する定期受診患者への電話等診療 147点(月1回) → 7月末終了

・慢性疾患又は精神疾患を有する定期受診患者に対し電話等を用いた診療及び処方を行う場合であって、電話等を用いた診療を行う以前より、対面診療で診療計画等に基づく療養上の管理を行い、「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されている管理料等※に基づく管理を行う場合に算定。

※…特定疾患療養管理料、ウイルス疾患指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、等(略)

・精神疾患を有する定期受診患者に対し電話等を用いた診療及び処方を行う場合であって、電話等を用いた診療を行う以前より、対面診療において精神科を担当する医師が一定の治療計画のもとに精神療法を継続的に行い、通院・在宅精神療法を算定していた患者に対して、電話等を用いた診療で当該計画に基づく精神療法を行った場合にも算定できる。

上記点数の請求コード(7月末まで算定可能)

	区分番号	診療行為名称	点数	請求コード
①	A000-00	初診料(文書による紹介がない患者の場合)(初減)(特例)	214点	111016150
②	A001-00	電話等再診料(特例)	73点	112026750
③	B000-00	慢性疾患等の診療(特例)	147点	113045650
	B000-00	精神疾患の精神療法(特例)	147点	180070750

(2) 8月以降の電話や情報通信機器を用いた診療の取扱い

- ・新型コロナウイルスに係る診療か否かを問わず、8月以降は「情報通信機器を用いた診療」「電話等再診」のいずれかの取扱いとなります。
- ・「電話等再診」は、新型コロナウイルス感染拡大前と同様、患者や看護に当たっている者からの治療上の意見の求めに応じ、必要な指示を行った場合に算定できます。定期的な医学管理を前提として行う場合は算定できませんのでご注意ください。また、「電話等再診」による処方も不可となります。
- ・「情報通信機器を用いた診療」は、リアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段によるものと規定されており、電話での診療は含まれません。また、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(以下指針)に沿って診療・処方を行い、厚労省が定める研修を受講する必要があります。
- ・8月以降に「情報通信機器を用いた診療」を行う場合には、「情報通信機器を用いた診療に係る届出」の施設基準の届出が必須となります(既に届け出ている場合は再度届出の必要なし)。
届出用紙は関東信越厚生局のホームページよりダウンロードすることができます。

関東信越厚生局トップページ>令和4年度診療報酬改定・施設基準の届出様式>基本診療料の届出一覧
(令和4年度診療報酬改定)

「情報通信機器を用いた診療」と「電話等再診」の特徴や相違点を以下の表にまとめました。

	情報通信機器を用いた診療	電話等再診
点数	初診料(情報通信機器を用いた場合) 251点 再診料(情報通信機器を用いた場合) 73点等 ほか、医学管理や在宅医療の診療報酬にも「情報通信機器を用いて行った場合」の点数が設けられている。	電話等再診料 73点 (初診からの算定は不可)
届出	厚生局新潟事務所への施設基準の届出が必要	不要
使用機器	リアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段(電話は不可)	電話等
処方	可 指針に沿い、「オンライン診療の初診での投与について十分な検討が必要な薬剤」等の関係学会が定める診療ガイドラインを踏まえ適切に処方する。	不可
算定要件等の概要	<ul style="list-style-type: none"> 診療録に診療内容、診療日、診療時間等の要点を記載する。 患者の急変時等の緊急時には原則自院で必要な対応を行う。夜間や休日などやむを得ず対応できない場合には、事前に受診可能な医療機関を患者に説明し、以下を診療録に記載する。 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 患者に「かかりつけの医師」がいる場合、当該医師が所属する医療機関名 (ロ) 患者に「かかりつけの医師」がいない場合、対面診療により診療できない理由、適切な医療機関としての紹介先の医療機関名、紹介方法及び患者の同意 レセプト摘要欄に「指針に沿った適切な診療である」ことや、処方を行った場合は「指針に沿った処方である」ことを記載する。 厚生労働省が定める研修(e-learning)を受講する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ感染拡大前より規定されている電話等再診の取扱い(患者又は看護に当たっているものから治療上の意見を求められ、必要な指示をした場合に算定)となる。 定期的な医学管理を前提として行われる場合は算定不可。 電話等再診の場合は医学管理等に規定された「情報通信機器を用いて行った場合」の点数は算定不可。

上記点数の請求コード

区分番号	診療行為名称	点数	請求コード
A000-00	初診料(情報通信機器)	251点	111014210
A001-00	再診料(情報通信機器)	73点	112024210
A001-00	電話等再診料	73点	112007950

マイナ保険証 オンライン資格確認ができない場合の対応が通知(7月10日)

マイナ保険証のトラブルへの対応策として、厚労省より「マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができない場合の対応について」(令和5年7月10日 厚労省保険局長)が通知され、「資格(無効)」、「資格情報なし」と表示された場合や、機器不良等のトラブルが起きた場合の対応等が示されました。

しかし、対応フローが複雑な上、資格確認ができないケース等のレセプト請求方法については別途通知するとしており、その詳細は明らかになっていません。

マイナ保険証をめぐるトラブルの唯一の解決策は健康保険証を持ってきてもらうことです。患者さんには保険証持参の呼び掛けをお願いします。